

に精神的及び肉体的に過重な負担を与えたものということができる上、急激な血圧の上昇を招きかねない精神的ストレスを与えた可能性も否定できないから、清行の基礎疾患等をその自然の経過を超えて急激に悪化させる要因となり得るものというべきである。」

以上のような大阪高裁の判断は、これまで基金支部、支部審査会、本部審査会、和歌山地裁と4回にわたって行われた判断をくつがえすものだ。しかし、事件が大阪高裁に持ち込まれてから同高裁は全く事実審理は行っていない。つまり、和歌山地裁段階ですでに双方から提出された証拠と証人調書にもとづき、あらかじめ評価をすると公務上と判断できたということである。

そもそも被災者巨海清行さんの業務過重性については、審査段階から白浜町役場の同僚により綿密な調査が行われ、労働時間についての詳細な報告書も提出されていた。たとえば、発症前に被災者が職務上の必要があって自宅を訪問した民生委員の証言記録など、職員以外の関わりについても可能な限り証拠をそろえていた。つまり、大阪高裁では新たな証拠を集める必要もなく、評価の仕方的判断が変更可能だったというわけである。

時間外労働時間の評価については、たとえば休日に行われる「清掃活動」について地裁までと高裁で判断が分かれている。白浜町は白浜温泉と美しい砂浜が資源となった観光が一大産

業である。したがって砂浜の保全は町全体の課題となっており、自治会や商工会などが参加する町環境保全協議会主催や町の清掃活動は、住民の自主参加で運営されている。この清掃活動への参加については、町の職員にとって任意参加といっても事実上は義務であったのだから公務に該当するというのが審査請求時からの請求人及び同僚たちの主張だった。しかし、地裁判決までは強制とまではいえず公務外としていた。

ところが高裁は2度あった「清掃活動」について、それぞれ次のように評価している。

「これは白浜町の公務ではないものの、町職員は助役から参加を促され、事後的に管理職を通じて参加の有無の確認がなされるなど、実質的には、町職員としての参加が強制されていると認められるから、2時間30分を時間外勤務として算定すべきである。」

「これは白浜町の公務ではないものの、白浜町が主体となつてなされるもので、各課に清掃地域が割り当てられ、町職員は管理職から清掃地域を決められるなど、実質的には、町職員としての参加が強制されていると認め

られるから1時間30分を時間外勤務として算定すべきである。」

つまり、一般的な評価を重視するあまり、地域的な事情などを十分にくみ上げる努力をしなかった地裁段階に比べ、高裁では公務性を実態に基づき評価したものであることができる。

また、地裁判決があくまでも2001年の認定基準上の文言をそのまま適用して過重性を認めなかったのに対して、高裁は「当該公務による過重な負荷が、自然的経過を超えて基礎疾患等を増悪させた結果、本件発症に至ったと認められるかどうかを、他の発症原因となるべき因子との関係をも踏まえて判断すべきである。」という、同種訴訟で最高裁がとってきた判断基準に立ち返って評価し直したという点も注目される。

この勝訴判決は、時間を厭わず働いた被災者の勤務実態が発症に影響を及ぼしたはずと、あきらめずに高裁の判断を求めた原告、徹底した調査をやりきった白浜町の同僚職員、そしてこの訴訟を担当した西見弁護士の方の努力のたまものといえるだ



(関西労働者安全センター)

労働保険審査会でようやく認定

愛媛●診査医意見や通達を鵜呑み

愛媛県T市のNさんは、夫のHさんを1994年1月に呼吸不全で

亡くした。56歳だった。Hさんは長年、建設工事現場の保温工事、防水工事の作業に従事していた。

Nさんは、石綿健康被害救済法を知ったことがきっかけで、夫の死はアスベストと関係があるのではないかと思うようになった。

そこで、当時夫が入院していた病院の主治医・T医師を訪ね、夫がアスベストに関係する仕事をしていたことを説明した。入院時は「肺線維症」と診断されていた。T医師は、初診時の所見及び経過に「胸部レ線では胸膜の肥厚の所見」があるとし、気管支鏡による検査でも肺の線維化を認めていたのである。ところがT医師は、「アスベストとは関係ない」と、Nさんの疑問を頭ごなしで否定した。

納得がいかないNさんは、夫が労働者として働いていた保温工事の会社が東京都足立区にあったため、2006年2月に足立労働基準監督署に石綿健康被害救済法による特別遺族年金の申請をした。しかし、足立労働基準署の決定は業務外だった。

Nさんは、地元のえひめ社会文化会館労災職業病相談室の田中誉さんに相談し、高知の勤労クリニックの近藤真一先生にHさんのカルテやレントゲンフィルムを鑑定してもらうことにした。その結果、近藤先生から「両下肺野の線維化像はアスベストによるものであり、被災者はアスベスト肺に罹患していた」、「アスベスト肺及びその合併症の増悪により呼吸不全に至ったと考えるの

が妥当である」という鑑定意見をいただくことができた。

東京労働安全衛生センターでは、松山の田中さんから支援の要請を受けたため、足立労働基準署に出向き、業務外決定の理由を確認した。Hさんの死亡診断書は、直接死因として「呼吸不全」、その原因「肺アスペルギルス症」と記載されている。T医師はアスベストとの因果関係を否定し、曝露と死因との因果関係を認めなかった。T医師は愛媛県のじん肺診査医だったが、じん肺診査医というだけでその意見を鵜呑みにし、本来やるべき東京労働局の専門医に意見を求めることなく業務外にしていたことがわかった。

審査請求では労災保険審査官に近藤真一先生の鑑定意見を提出し、労働側参与にも足立労働基準署の判断は医学的にも誤っていることを説明し、理解を得るようにした。

しかし、2007年12月、審査請求は棄却された。労災保険審査官は、近藤医師の鑑定意見を認め、さらには東京労働局のじん肺診査医の鑑定意見によっても、Hさんがじん肺管理4相当に相当する石綿肺であり（じん肺所見第I型ないし第II型で著しい肺機能障害あり）、続発性気管支炎などを合併して、それらの増悪により死亡したことを認めた。ところが、Hさんが労働者であった曝露期間が12年7か月、事業主になった期間が19年1か月であり、「個人事業主としてよりも労働者として従事した石綿作

業が相対的に有力な原因であると認めることはできないことから、業務起因性は認められない」と言うのである。本筋の争いでは完全に勝ったのに、旧労働省の労働基準局長通達「基発第51号」（昭和61年2月3日）を杓子定規に当てはめ、揚げ足をとるような理由で審査請求を棄却したです。Nさんの落胆と悔しさは計り知れないものがあつたと思う。

何とか再審査請求で逆転裁判を勝ち取るべく、審査会の公開審理にはNさんと次男が愛媛から上京して出席し、意見陳述した。また、Nさんの意見書と新事実に基づく亡きHさんの職歴の申し立て、石綿曝露を裏付ける元同僚の書信、飯田代理人の意見書を提出した。

意見陳述では、Hさんの労働者であった石綿曝露期間の算定に事実誤認があり、正しくは19年7か月であつて、事業主であった期間より優に長いこと。石綿肺は、「一般に、曝露開始後10年以上経過して所見が現れる」（厚生労働省の石綿による健康障害に係る医学的判断に関する検討会報告書）こと、さらには、昨年5月労働保険審査会で裁決した同種の事件で、労働者期間の10年曝露による電工の石綿肺を認めたことを主張した。

その結果、本年1月下旬、労働保険審査会は、Nさんの特別遺族年金を支給しなかった足立労働基準署の処分を取り消すとの裁決を出した。労働保険審査会は、私たちの主張を全面的に採用し、Hさんの直接死因である

呼吸不全の原因はアスペルギルス症によるものではなく、石綿肺及びその合併症に起因するものであり、約19年9か月間の石綿曝露歴を認めた。Nさんは、逆転裁決で見事認定を勝ち取ることができたのである。

本来であれば足立労基署が愛媛じん肺診査医の意見を鵜呑みにせず、専門医の鑑定意

見をとって慎重に医学的判断をすべきであった。また、労災審査官は、旧労働省の通達を機械的に当てはめるのではなく、石綿肺は10年曝露で所見が現われるという検討会報告に基づき決定すべきであった。

ともかく、Nさんの認定にささやかながら貢献できたことを共に喜びたいと思う。



いながら、鶴見労基署に不支給決定の理由をたずねたところ、鶴見工場で今まで石綿肺がんが4件も認定されたにも関わらず（「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表」2008年10月27日）、本省協議扱いにしていなかったことが判明した。

厚生労働省の「石綿による疾病事案の事務処理に関する質疑応答集」には、肺がん事案で診療録等の医証が全くない場合の取り扱いについて、「過去の同一事業場で、同一時期の同一作業に従事した同僚労働者が労災認定されている場合」には本省あて相談されたい」とされている。鶴見労基署の担当者は、これを怠っていたのである。この質疑応答集の解釈をめぐって若干議論した末、鶴見労基署は、自身が下した不支給決定を取り消さざるを得なかったのである。

最終的には、調査を見直した結果、旭硝子(株)京浜工場の診療所に功さんの定期健診のX線写真が残っており、その写真を局医に見せたところ、「石綿肺」の所見が得られたことをもって、鶴見労基署は本省協議扱いにするまでもなく業務上とした。

神奈川県内の労基署の中では最も石綿案件を多く扱う鶴見労基署にしては、ずいぶんと杜撰な調査をしたものだ。定期健診のX線写真を積極的に提供しなかった会社の非協力的な対応にも問題があるが、初動調査で会社保存の写真を見逃した鶴見労基署の責任も大き



同一認定ある場合の石綿肺がん 神奈川●不支給処分を署自ら取り消し

2009年1月21日、「石綿所見なし」として一旦は不支給決定された神田功さんの肺がんが、鶴見労働基準監督署で自庁取り消しとなり、石綿救済法の時効労災の適用を受けることになった。妻のキミ子さんは「えっ！そんなことがあるの？」と驚いたそうだが、経緯は以下のとおり。

キミ子さんは、昨年3月29～30日に行われた「全国一斉・アスベスト被害無料相談」に相談した。その前日に、厚生労働省が公開した「石綿ばく露取り扱い作業による労災認定等事業場」を新聞で見ていると、夫の務めていた「旭硝子鶴見工場」があるのを見つけたと言う。相談を受け、私たちはさっそく労災申請の準備に取りかかった。

神田功さんは、旧旭硝子(株)の川崎工場、鶴見工場（現京浜工場）で40年間働いた。2000年4月

に定年退職したと同時に肺がんで入院し、同年8月に亡くなった。

職歴では他に自動車部品製造会社があるが、期間は3年と短い。同僚の話によると、功さんは切断作業に従事し、その際にアスベストを大量に取り扱っていたという。高温の炉によるガラスの温度を下げないために石綿布をかけて作業したという。石綿曝露作業が特定され、従事期間の長さからも労災認定は十分可能に思われた。入院していたY病院にはX線やCT写真は残されていなかった（保存期間が過ぎたため）が、会社には他にも肺がんで労災認定された者が一人いたので、申請することにした。会社の事業主証明は得られなかったため、キミ子さんは半ばあきらめながらの申請だった。

結果は、「不支給」。あきらめようか、不服審査請求しようか迷